



財政窮乏と今後の再建のために

深刻さを増す財政危機

自主再建で打開をはかる

財政危機のりきりへ

最近地方財政がきわめて厳しい局面を迎え、財政の危機が叫ばれておることは、既に新聞、テレビなどで市民の皆様方には十分ご承知のことと思えます。わが佐賀市におきましてもまったく同様でありまして、昭和五十年年度の財政運営を現行通常ペースで行ってまいりますと、年度末の決算見込では、約十六億五千万円程度(三頁の別表「決算状況」参照)、昭和五十一年度末には約二十七億四千万円の赤字が予想され、身動きのできない財政硬直化の状態に陥ることは必至であります。もし、そうなった場合には、法に基づく準用再建団体にならなければ、災害復旧事業の起債(長期の借入金)以外の起債(昭和五十年年度は現在七億六千万円予算計上してあります。)は、昭和五十一年度からストップされるという状態になり、ただでさえ財源不足の本市が、更に加えて起債まで止められるというところになれば、いよいよ明五十一年度からは、現在行っているすべての事業が財源不足のため殆どできなくなりま

財政再建法の 準用団体になれば!!

法律にもとづく準用財政再建団体になれば、自治大臣の承認を受けた財政再建計画に基づいて佐賀市の予算を調整

し行財政の運営をやっていくかなければなりませんので、今日までの佐賀市と異なり、自治体としての主体性は失われ、準禁治産者的な団体となり、住民の要望する事務事業は財政再建期間中(約五年間)極度に押さえられ耐乏生活を強いられることとなります。したがってこの難局を自主再建でのりきる為には、昭和五十年年度予想赤字は九億四千万円に、また昭和五十一年度末予想赤字は十二億円以下に押さえる必要があります。

なぜこのような財政危機に陥るのか

▲経常収支のアンバランス(三頁の「決算状況」表を見てもおわかりのように、日本経済の急速な成長に伴って年々順調に伸びてきておりました地方税、地方交付税等の自然増収が昭和四十八年秋のオイルショックを契機に物価安定のための国の総需要よく制策の推進により、高度経済成長は完全にストップ、低成長への路線変更となり、急転直下、不況の嵐にさらされたわけです。こうしたことで、市税、交付税の収入は急速に鈍化し、特に昭和五十年年度の交付税などは、昨年の実績さえも下廻るような状態です。一方歳出面では、税収等の大幅な自然増収に支えられ、各種公共施設や社会施策の整備充実を図ってきましたが、反面全国的に問題となっておりまして、人件費、扶助費、公債費等の義務的な経常的経費も急激に膨張(別名では当然増という表現もされています)し、収入が落ち込んだ

からとて、これらの義務的経費は簡単に落すことができません。したがって財政の体質が益々悪化したことが今日収支のバランスがとれなくなった最大の原因であります。

佐賀市の財政は 硬直化している

財政の硬直化とは、経常的な収入と支出の適正なバランスがくずれ、財政が社会経済情勢の変化に対応する能力を失うこと、言いかえると、経常的な収入の減収や経常的な支出の増高によって学校建設道路新設や社会福祉施設整備などの新たな行政サービスが財源的に出来なくなる状態をいいます。

経常的な収入と支出の適正なバランスは一般的に経常的な収入を百とした場合、経常的な支出は七十五程度(即ち、七十五割程度が健全な経常収支比率(下表の(C)欄参照)である)といわれ、これが七十五以下に下がれば下がるほど財政に弾力性があるといえます。この経常的な収入と支出のバランスを経常収支比率(厳密には、経常的に収入される市税、交付税などのうちの一般財源が経常経費に使われる割合をいう)といい、財政の健全性を測る有力な目安となります。

下表は、佐賀市の財政と類似都市の財政を住民一人当りの額で比較したものです。この表の(C)欄の佐賀市の経常収支比率が昭和四十五年、七〇・八%、昭和四十六年、七二・九%、昭和四十七年、七五・六%、昭和四十八年、七七・八%、昭和四十九年、八一・八%、昭和五十年(見込)九二・六%となっており、財政は年度を追って弾力性を失い、硬直化していることがわかります。

財源が類似都市と比べて低い

尚、本市の経常一般財源は左表(A)欄のように類似都市と比べて市民一人当り、昭和四十六年度で二千六百円、昭和四十七年度で三千七百九十八円、昭和四十八年度では五千九百九十五円少なくなっており、このことは本市の財源が類似都市都市に比べてそれだけ弱い弱であるということになります。

④本表の数値の細部については四頁の「類似都市との比較表」を参照下さい。

決算に基づく経常収支比率の状況

区 分		45年度	46年度	47年度	48年度	49年度
歳入の経常一般財源 (A)	佐賀市	16,608	20,375	23,476	28,635	37,636
	類似都市	19,310	22,391	27,274	33,830	全国集計中につき不明
	差	△ 2,702	△ 2,016	△ 3,798	△ 5,195	
歳出の経常的経費に充 当した(A)の額 (B)	佐賀市	11,761	14,641	17,754	22,290	30,798
	類似都市	14,015	16,576	20,017	24,981	全国集計中につき不明
	差	△ 2,254	△ 1,935	△ 2,263	△ 2,691	
経常収支比率% (C)	佐賀市	70.8	71.9	75.6	77.8	81.8 (50年度見込は92.6%)
	類似都市	72.6	74.0	73.4	73.8	全国集計中につき不明
事業に振り向ける余力 100%-(C)%	佐賀市	29.2	28.1	24.4	22.2	18.2
	類似都市	27.4	26.0	26.6	26.2	全国集計中につき不明

超過負担による圧迫

保育所運営費、住宅建設、学校建設、失業対策事業、国民健康保険事務費、国民年金事務費、農業委員会職員給与及び委員手当、消防施設、下水道施設、し尿処理施設などについて、その経費の一定割合を国が負担または補助することとなっており、この補助金を算定する基準となる①数量②単価③対象の三つが実態との間に開きがあり、それは漸次解消されてきていくもの、いまだ完全解消にはほど遠く、昭和四十九年度の単価差のみをみても約三億八千万円程度の市税の余分な持ち出しをして、皆さんの要望事業を遂行しています。この超過負担も市財政を非常に圧迫しているのです。(次回以降で逐次この続きを掲載します)

確保されていた

市庁舎建設費

▲市庁舎建設の為の財源は用意していたが、市庁舎建設が赤字の要因のようになりがちです。本市の場合新庁舎の維持費等経費増加はあるにしても、市庁舎建設経費が赤字の原因ではありません。

即ち、市庁舎建設費約二十億五千万円の財源は、旧市庁舎跡敷地建物及び旧高木瀬中学校跡地の売却代十二億七千七百万円及び起債八億五千八百萬円の計二十億七千五百万円をもって充当することと致しております。

しかし、昭和四十八年度及び、昭和四十九年度において、庁舎建設費以外の一般的行政費で大幅な財源不足(理由は一頁二頁にわたり申し上げましたような事柄であります)をきたし、

やむなく売却代の十二億二千七百万円のうち、約七億三千万円をその穴埋めに流用して使いました。

以上のように、庁舎建設費以外の一般的行政費の膨張による財源不足が、毎年積み重なって雪だるま式に大きな財源不足となり、今日の昭和五十年年度本市財政を大きく圧迫しています。

財政硬直化打開へ プロゼクトチームが答申

本市では、この問題解決のため、早速次のような方策にとりこんでおります。

▲対外的には、市長会、市議会議員会等を通じて、国県に対し、地方交付税率の引き上げ、超過負担の解消、税配分の適正化、ギャンブル収入の均てん化、国体運営経費の、国県負担等々要望してきましたが、今後もさらに、これが実現のため強く働きかけていきます。

▲一方庁内としては、七月十一日に行政改善プロジェクトチームを編成し、市役所全部課参加による行政の全面的な見直し検討を行ってまいりましたが、八月二十九日にこれが、改善検討結果の答申報告を、受けました。

答申の概略

佐賀市行政改善プロジェクトチームの答申の概要は今日の厳しい財政窮迫に際し、行政の全般について徹底的な見直しを行い、将来に亘って財政硬直化は正に努めることが、急務であり、消費的経費の節約は、もちろん、国、県に対する地方財源の充実強化、行政機構の合理化、改善に取り組みと共に適正な応能、応益負担を求め市民サービスの向上を期すべきであるとしております。

国・県への要望

①国と地方との税源配分を適正化し、

車の両輪として均衡ある行政執行の確保に努められたいこと。

②税源配分適正化に至るまでの間に、地方交付税の税率、現行三十二%を少なくとも、四十%に引上げられたいこと。

③国庫負担事業、国庫補助事業等の超過負担については、単価差、対象差、数量差に亘って、その完全解消を早急に実現されたいこと。

④地方公共団体に、新たな人員の増加、経費負担の増嵩をもたらすような施策を行わないこと。

⑤ギャンブル収入の有無によって、市町村の行政サービスに大きな格差が生じているので、その収益金は普通交付税算定時の基準財政収入額に算入するよう措置されたいこと。

⑥法人・個人・市町村民税の均等割が長期間据置かれており、これを適正水準まで引上げることとともに、法人の非課税範囲を整理縮小するよう、税法改正を実現されたいこと。

⑦国体運営費については、事業の性格上、その運営経費全額を、主催者である国ならびに県において負担されたいこと。

⑧地方債の枠の拡大を図り、充当率を引上げるほか、低利長期資金を確保されたいこと。

⑨地方公共団体手数料令に定める各種手数料について再検討を加え、適正妥当な水準まで引き上げられたいこと。

⑩県におかれては、県下市町村の弱い財政力を考慮され、公共下水道事業、国保事業に対する県費補助を創設されたいこと。

⑪学校事務職員については、本来、県費で配置すべきであるので、昭和51年度より是非実現されたいこと。

⑫道路整備、城内公園等の県営事業負担金は、市町村財政圧迫要因となつているので、これを昭和51年度より全廃されたいこと。

⑬競馬事業による県の収益金は、県下のギャンブル非開催市町村へ配分を強化されたいこと。

歳出の抑制策

①連絡所の廃止

旧町役場は、合併後、支所となり、その後、機能を縮小して出張所となり、更に縮小し現在の連絡所になったものであるが、今日までに社会、経済、文化、交通、通信の大きな変容と、住民意識の顕著化に伴って、市と市民との間の接触方法も大きく変化し、連絡所が仲介するいわば間接接触方式は次第に減少し、現在では若干の部分を残して、その殆どが市と市民個人との直接接方式になっていく。その事務の内容は、市民課窓口関係の取次ぎ事務連絡が主たる事務で、その取次ぎ事務連絡件数を見れば、一日一連絡所平均0.9件であり、それに対する職員二名を配している。

今日の財政事情から、これが廃止に踏切らざるを得ない。

②連絡員制度の廃止

昭和四十八年二月検討結果報告(市議会総務委員会に提出)の後、引続き改善の具体的検討をしてきたが、住民の立場と行政事務効率化の両面から、本市の現状を直視しながら改善を図らねばならないが、旧来からの伝統的、慣習的な市民とのパイプは、住民組織の中の連帯感に支えられ、円滑に処理され、定着してきた実績と、住民感情のこともあって、長い間の制度改善が留保されてきた。然し今日、本市の財政が極度に硬直化している現状から、この制度を合理的、効率的に改正すべきである。

③自主納税の徹底

今日の納税のあり方として、納税義務者に対し、自主納税の意識高揚を図る必要がある。現在納税組合組織による納税のほか、職員による臨戸徴収がなされている。また前納報償制度もある。納税組合の廃止、前納報償率の引下げによって人員の削減や、経費の節減が可能である。

納税組合報償金制度は、創設当時は大きく機能していたこの制度も、現在では全国的に見直されている。他都市の中にも廃止を打出している市も見られるが、現今の財政硬直化を見ると、廃止することによって、四十九年度実績で約七百五十万円の経費節減となる。もちろんこれに付随して納税義務者各位に、本来の自主納税の徹底を図る必要がある。又国民健康保険納税報償金については、納付に協力した団体に対し、納税意識を高めることによつて納税成績の向上を図る目的で交付されているが、年十回納付のはん雑さを考えると、市税の納税組合は廃止するとしても、この制度は存置すべきである。取扱団体の理解を求め、率の調整を図るべきである。前納報償金の率の引下げについては他市の状況をみれば、全廃、上限制度を設けた等の事例も多く、長崎市、熊本市は既に廃止している。しかし前納制度はそれなりの効果はあげているので、住民の納税意識との兼ね合いから、全廃することは時期尚早で、報償率を当面通減して行くべきである。

④その他

その他の機構、執行体制、事務手続、諸経費節減対策等についても改正すべき点が見られる。簡易なものについては既に実施されているが、今後とも配慮を怠るべきでない。

歳入の増加策

①各種使用料、手数料の適正化

印かん登録手帳再交付は現在無料であるが、印かん登録を取りに来て手帳を忘れた場合、簡単な手続きで紛失再交付がされるため、申請が安易に流れる傾向があり、一人で多量の手帳を持っているものがあり、これらの防止のためにも再交付料金を一〇〇円徴収するべきである。

火葬場使用料は、長期に亘り料金が据置かれており、再検討の時期である。現在施設の償却費は含まず、大人一人体当りの火葬経費は五、九六六円を要している。これに対して料金は市内大人一、〇〇〇円、市外一、二〇〇円となっているが、これの使用者を分析してみると、市外利用者が約3割を占めており、市民の負担において市外利用者にサービスしていることになる。よってこれら市外利用者のみをせめて大人四、〇〇〇円、小人三、〇〇〇円死産児二、〇〇〇円に引上げることが適当である。

又道路河川の占用料についても、地価高騰のあり、そのメ리트は大きなものがある反面、占用料は長期間据置かれていたため、他市の状況等を早急に調査し、これを適正妥当な水準まで引上げるよう検討すべきである。

その他の使用料、手数料についても、その内容もしくは受益度、他の事例等を充分調査の上、比較検討すべきである。

②市税の税率改定

内外に亘る努力をもってしても、財政収支のバランスがとれず、尚かつ、市民の強い財政需要があれば、税率アップも検討しなければならぬ。かりに固定資産税率を0.2%アップすれば約

一億八千九百万円の増収が見込まれる。しかしながら、これは大きな問題であり、現時点では採用すべきでない。

③将来計画のない普通財産の処分

将来に亘って利用計画をもたず、又利用効率の悪い普通財産はこれを処分し、民間の利用に供することが得策である。

決算状況(見込を含む)

普通会計とは一般会計+神戸土地区画整理特別会計+多布施設産場特別会計
①前年度からの繰越金は除いたものである。

△印は減額又は減率を示す。(単位:百万円)

Table with columns for fiscal years (昭45, 昭46, 昭47, 昭48, 昭49, 昭50) and rows for various income categories (歳入) such as taxes, fees, and grants.

歳出

①前年度への繰上充用金を除いたものである。

Table with columns for fiscal years (昭45, 昭46, 昭47, 昭48, 昭49, 昭50) and rows for various expense categories (歳出) such as personnel costs, maintenance, and investments.

(差引欄の△印は赤字を示し繰上充用金に相当するものである)

この赤字予想額約16億円を9億円程度にしたい!!

ある。 ◎その他人件費については、財政硬直の一要因となっているが、これが対策については、一部実施済みを含め別途検討されるので、当プロジェクトチームでは、検討の対象としていない。

つぎの点についてはすでに実施しています。 物件費などの庁費は全職員協力のもとに三十%の徹底的な節減を図っています。また、議員報酬及び三役や各企業管理者の給与を七月より毎月5%を返上し、部・課長の管理職手当も七月より三分の二に減額しております。さ

らに全職員ともども来年度の職員新規採用も見送り欠員不補充などの措置をとり財政危機の切り口に努力しています。市民の皆様にもしばらくの間、ご不自由をおかけすることになります。どうかよろしくご協力とご理解をお願いします。

(歳入) 類似団体との比較表 (住民1人当りの額、円)

区分	45年度				46年度				47年度			
	佐賀市		類似都市		佐賀市		類似都市		佐賀市		類似都市	
	決算額	うち經常一般財源	決算額	うち經常一般財源	決算額	うち經常一般財源	決算額	うち經常一般財源	決算額	うち經常一般財源	決算額	うち經常一般財源
市税	11,416	10,936	15,734	15,056	13,149	12,574	18,135	17,249	15,713	15,068	22,372	21,302
地方譲与税			16	16	48	48	77	77	213	213	265	265
自動車取得税交付金	218	218	421	421	251	251	451	451	299	299	563	563
地方交付税	5,908	5,310	3,970	3,606	7,968	7,270	4,805	4,359	8,373	7,564	5,227	4,769
小計	17,542	16,464	20,141	19,099	21,416	20,143	23,468	22,136	24,598	23,144	28,427	26,899
その他	11,321	144	17,909	211	15,723	232	20,849	255	23,711	332	27,344	375
合計	28,863	16,608 (A)	38,050	19,310 (A)	37,139	20,375 (A)	44,317	22,391 (A)	48,309	23,476 (A)	55,771	27,274 (A)

区分	48年度				49年度				50年度(見込)			
	佐賀市		類似都市		佐賀市		佐賀市		佐賀市		佐賀市	
	決算額	うち經常一般財源	決算額	うち經常一般財源	決算額	うち經常一般財源	決算見込額	うち經常一般財源	決算見込額	うち經常一般財源	決算見込額	うち經常一般財源
市税	19,075	18,097	28,082	26,297	25,305	24,255	27,347	26,228				
地方譲与税	228	228	287	287	388	388	405	405				
自動車取得税交付金	354	354	708	708	465	465	465	465				
地方交付税	10,439	9,535	6,594	6,085	13,355	12,177	12,157	10,977				
小計	30,096	28,214	35,671	33,377	39,513	37,285	40,374	38,075				
その他	34,293	421	33,334	453	33,638	351	35,391	412				
合計	64,389	23,635 (A)	69,005	33,830 (A)	73,151	37,636 (A)	75,765	38,487 (A)				

(歳出)

区分	45年度						46年度						47年度						
	佐賀市			類似都市			佐賀市			類似都市			佐賀市			類似都市			
	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	
義務的経費	人件費	8,492	7,585	45.7	9,411	8,400	43.5	10,160	9,243	45.4	11,330	9,957	44.5	12,141	11,112	47.3	12,948	11,303	41.4
	扶助費	3,474	601	3.6	3,212	572	3.0	4,206	762	3.7	3,780	697	3.1	6,363	1,293	5.5	4,874	1,030	3.8
	公債費	1,546	1,130	6.8	1,596	1,334	6.9	1,525	1,138	5.6	1,873	1,488	6.6	1,596	1,246	5.3	2,916	2,313	8.5
	小計	13,512	9,316	56.1	14,219	10,306	53.4	15,891	11,143	54.7	16,983	12,142	54.2	20,100	13,651	58.1	20,738	14,646	53.7
物件費	1,939	1,287	7.7	3,118	2,186	11.3	2,486	1,750	8.6	3,579	2,497	11.2	3,386	2,317	9.9	4,068	2,946	10.8	
維持補修費	745	691	4.2	741	579	3.0	1,272	1,220	6.0	729	534	2.4	1,195	1,120	4.8	797	613	2.3	
補助費等	863	467	2.8	1,589	944	4.9	1,008	528	2.6	2,336	1,403	6.3	1,309	666	2.8	2,668	1,812	6.6	
その他	11,573			17,407			15,118			19,718			23,322			25,841			
合計	28,632	11,761	70.8	37,074	14,015	72.6	35,775	14,641	71.9	43,345	16,576	74.0	49,312	17,754	75.6	54,112	20,017	73.4	

区分	48年度						49年度						50年度(見込)					
	佐賀市			類似都市			佐賀市			佐賀市			佐賀市			佐賀市		
	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算見込額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算見込額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算見込額	うち經常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)
義務的経費	人件費	15,021	14,051	49.1	16,136	14,155	41.8	22,590	20,032	53.2	25,716	22,810	59.3					
	扶助費	9,149	1,724	6.0	6,543	1,328	3.9	12,299	2,422	6.4	14,999	2,955	7.7					
	公債費	1,935	1,634	5.7	3,227	2,775	8.2	3,127	2,725	7.2	3,982	3,468	9.0					
	小計	26,105	17,409	60.8	25,906	18,258	53.9	38,016	25,179	66.8	44,697	29,233	76.0					
物件費	3,877	2,909	10.1	4,960	3,654	10.8	4,243	3,183	8.5	5,739	4,304	11.2						
維持補修費	1,283	1,136	4.0	937	698	2.1	1,488	1,278	3.4	1,281	1,100	2.8						
補助費等	1,556	836	2.9	3,436	2,371	7.0	2,389	1,158	3.1	2,101	1,019	2.6						
その他	30,277			31,125			25,995			32,655								
合計	63,098	22,290	77.8	66,364	24,981	73.8	72,131	30,798	81.8	86,473	35,656	92.6						

(注) (1) 類似団体の49年度、50年度の資料はまだ集計されていません。
 (2) 住民1人当りの額は、各年度末の戸籍住民基本台帳人口により算出したものです。
 (3) □の数値が經常収支比率です。
 (4) 文面用語の説明
 ●人件費：職員の給与、共済費及び議員各種委員等の報酬などをいう。
 ●扶助費：生活保護に要する費用、各種の医療助成費、その他各種年金などをいう。
 ●公債費：長期借入金の償還元金、利子と一時借入金の利子などをいう。
 ●義務的経費：その支出が義務づけられている経費で、一般的には、人件費、扶助費、公債費などをいう。
 ●交付税：地方団体が、等しく行政を行なうことができるように国が交付する税をいい、所得税、法人税、酒税の3税の32%を総額としている。
 ●經常的収入：毎年確実に見込むことができる収入で市税、交付税などをいう。
 ●經常的支出：毎年、必ず支出しなければならない経費で、人件費、扶助費、公債費などをいう。
 ●類似団体：全国の市のうち人口13万~23万で産業構造その他が佐賀市と類似している約60団体のうち約半数の都市を抽出し指数化したのが上の表の類似都市の数値です。

△曰、部落問題に関し明らかに偏見や差別を口にすることは殆んどありません。しかし、残念ながら社会意識としての差別観が根強く残っていることは、否定するわけにゆきません。県下においても、毎年差別事件が現実に起つておりますが、これは「部落問題は私に力かからない」という考えから起因しているように思われます。憲法に定められた基本的人権を踏みにじられた国民の一部が、いわれもない偏見と差別に苦しんでいる現実が存在するときに、それを傍観する観念が、自己中心の、そして社会的責任を

回避する意識として潜んでいるのです。このような態度が結果的に偏見と差別を生む結果となりますので、このようなことが絶対にないよう、部落問題を正しく認識され、自己の問題として受けとめていただくよう、県では、昨年より県政大の特集号を発行してあります。このたびは同和対策審議会の答申を二回にわたって発行しますので、十分研究を重ねられるようお願いいたします。

なほ、今回は「同和問題の認識」について発せられた同和対策審議会答申(要録その二)の制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかつた。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民名にみあつて見を打破するためには、世の偏見を打破するに過ぎない。同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である。ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によつて同和問題の重要性が認識されるに至つた。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかしこれらの部分的な改善によつて同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代部門を形成している。このような経済構造的特質は、そつくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的社会市民社会の性格をもっているが、他面では前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生きており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階級秩序が残存しており、家長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会的いたるところに身分の上下と支配従属の関係がみられる。さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

同和問題の本質

いゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階級構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいじりく基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離れて一般地区に混在するものも多くなつてきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身がゆえに陰に陽に身分的差別のあつたけいを受けている。集落をつくり住んでいる住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」とよばれ、明らかな差別の対象となつてい

る。この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という)の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和問題の概観

実態調査と同和問題

同和対策審議会 人口移動の傾向によって地区住民の転住がみられること。ことに設け、昭和三十一年調査として、昭和三十一年一、戦後の民主的な思想の普及な月一日現在に、住が幾分多くなったことなどについて同和地区(住が幾分多くなったことなど以下「地区」と称する。)に、関係する基礎調査を、地区の所在を適確に把握すること実施した。

これまでの大正十年に内務省とも十分に認識しなければならぬ。同和問題が現在の時点において「部落統計表」が作られて重要性をもつものは、数量的に成され、「昭和」に入ってから、地区的にとらえられるような現象は、厚生省によって調査が実施されている面、根強く潜在して

同和問題に関する本質的課題は、端的には「部落差別」そのものである。身分的差別意識が劣悪な生活環境のなかで、いぜんとして厳しく温存されている事実である。人口、職業などの点において必ずしも総合的な結果を示していません。しかし、今回の調査結果を通じて、新憲法のもと国民の基本的人権が、民主化も一応進展しつつあるよう

I 地区の内外において一般地区にみえながら、同和地区に生じて住民との混住が多くなること。II 都市の同和地区の場合、こ

I 地区の内外において一般地区にみえながら、同和地区に生じて住民との混住が多くなること。II 都市の同和地区の場合、こ

I 地区の内外において一般地区にみえながら、同和地区に生じて住民との混住が多くなること。II 都市の同和地区の場合、こ

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

同和対策審議会答申(要録その二)

